

平成 26 年 8 月 6 日

◎三石委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。（10 時 00 分開会）
御報告いたします。

西森潮三委員と吉良委員から、所用のため本日の委員会を欠席したい旨の連絡が
あります。

御報告いたします。

梶原委員から所用のため少しおくれる旨の連絡が
あります。

本日の委員会は、出先機関等の調査事項の取りまとめについてであります。

その前に、土木部の皆様方におかれましては、大変な大雨災害に対応するために災害
対策本部を立ち上げて、連日大変御苦労をかけており、ほんとに御苦労さまです。

また、台風 11 号も接近してきておるといことで大変警戒をしなくてはならないところ
で、これからも大変御苦労をかけますけれども、よろしく願います。

それでは、お諮りいたします。

日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ござい
ませんか。

（異議なし）

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

それではまず執行部から措置状況等を説明していただき、それに基づき質疑を行いた
いと思しますので、よろしく願います。

なお、市町村からの陳情については、執行部からの説明と質疑を踏まえ、産業振興土
木委員会から各市町村へ通知することといたします。

《土木部》

◎三石委員長 それでは、土木部について行います。

最初に、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思
いますので、御了承願います。

◎奥谷土木部長 まず最初に、公園下水道課長が諸事情のため欠席とな
っておりますので、御了承願います。

総括説明に先立ちまして、今回の台風 12 号の集中豪雨による土木部の被害状況
について御報告いたします。

幸いにも亡くなられた方や行方不明の方など人的被害はありません。しかしながら、
日高村日下川流域や東洋町小池川流域で浸水被害が、また主要地方道高知本山線
などで土砂崩れや路側の崩壊が発生しております。

現在、市町村から報告された土砂災害件数は 12 市町村で 212 件とな
っております。これ

は最近では非常に規模の大きかった6月4日の梅雨前線による被害報告が15件であるのと比べますと、それをはるかにしのぐ被害の大きさとなっております。

県としては、1日でも早く県民の皆様が日常の生活に戻れますよう、被災箇所の応急対策あるいは早期復旧に取り組めますとともに、週末には台風11号が本県に接近するおそれがありますので、引き続き気象情報に細心の注意を払いながら、事前の対応にも取り組んでまいります。

それでは、5月8日から5月27日にかけて行われました出先機関の業務概要調査の際に産業振興土木委員会に提出されました市町村からの要望事項のうち、土木部に関連する項目について御説明いたします。

本年度は32の市町村と一つの期成同盟会から、合わせて203件の要望が提出されております。

要望の内容は、南海トラフ地震対策を初め、県民の安全・安心を確保し、地域の活力を増進する社会資本整備に係るものであり、主に地域の経済活動や生活を支える道路や港湾の整備、県民の生命及び財産を守る河川や海岸堤防、さらには砂防等の防災関連施設の整備などとなっております。

これら要望への対応等につきましては、後ほど担当課長から説明させますが、事業の優先順位を考慮しながら予算の効率的な執行に努めるとともに、地域の課題に効果的に対応するため、それぞれの地域の実情に合った整備を進めていく方針です。

要望の中には直ちに御期待に沿う答えとなっていない項目もありますが、市町村等の御協力もいただきながら、今後もできる限り地域の実情に合った社会資本の整備に全力で取り組んでまいりますので、産業振興土木委員会の皆様には一層の御指導、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈用地対策課〉

◎三石委員長 最初に、用地対策課を行います。

◎北用地対策課長 それでは、お手元の委員会資料の用地対策課のインデックスのつけてあるページをお開きいただけたらと思います。

「一級河川仁淀川水系における河床安定確保」という土佐市からの要望事項に対する執行部の意見、措置状況について御説明させていただきます。

まず初めに、仁淀川の県管理区間における砂利採取の状況につきまして、簡単に御説明させていただきます。

この県管理区間での砂利の採取量につきましては、昭和51年度がピークで、その当時は約67万立方メートルの採取量がありました。その後、昭和60年度から、掘削の深さや護

岸・橋梁といった構造物からの保安距離などを定めた管理採取方式に移行し、それ以降は砂利需要の減退とも相まって採取量は年々減少しております。

また、かつてのような多数の土場での砂利の大量採取を抑制するために、平成 22 年度からは、それまでの 37 カ所の土場を既存の四つの土場と地元から堆積土砂の除去要望のあった二つの土場を含めた六つの土場に限定し、それ以外の場所での採取は認めない方針としました。

平成 22 年度以降の実績につきましては、年度による多少の増減はありますが、平均すると年間 2 万 7,000 立方メートル程度で、ピーク時と比べますと 20 分の 1 程度にまで減少しております。ちなみに平成 25 年度は、1 万 8,000 立方メートルでした。

こうした砂利採取量の大幅な減少に伴い、河床等に与える影響も低下してきておるものと考えておりますけれども、今後におきましても流域の市町村初め、仁淀川漁協など関係団体からの御意見もお伺いしながら、河川環境に配慮した採取がなされますよう、砂利採取業者への適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈河川課〉

◎三石委員長 次に、河川課を行います。

◎濱田河川課長 河川課の市町村要望等の取りまとめの報告をさせていただく前に、先ほど部長からも話がありましたが、8月2日以降の台風豪雨の概要を説明させていただきます。

まず、雨量の状況です。

今回の雨量につきましては、非常に長期間かつ集中的に降り、連続雨量で申しますと、県下で最も多かったのが大豊町沖野々で、8月1日の20時半から本日の8時40分までの間に1,606ミリという記録的な豪雨となっております。2番目が本山町古田で1,468ミリ、3番目が香美市香北の1,461ミリということで、総雨量が非常に多く、これは昭和50年、51年とかの歴史的な記録に迫るあるいは超える規模のものとなっております。

次に時間雨量につきましては、1番目が旧土佐山の鏡川ダムの中流域ダム湖の集水面積のほぼ中央になりますが、高知市平石で時間当たり112ミリ、2番目が本山町古田で111ミリ、3番目が大豊町大杉で102ミリと、100ミリ超えを記録しております。

次に3時間雨量、中小河川の出水に一番効きますが、高知市平石で262ミリ、本山町古田で260ミリ、大豊町大杉で238ミリを記録しております。

なお、現在のところ、河川水位について水防団待機水位を超過しているのが奈半利川野

友の1カ所となっています。

一番ピーク時で言いますと、水防団待機水位の後、避難判断水位とか氾濫危険水位というふうに進んでまいります、最も危険な氾濫危険水位を超えたのがピーク時で4カ所ありました。

今回の台風はまだ継続しており、次の台風11号も迫っておりますが、現在の概要は以上です。今後とも引き続き、厳重な警戒のもとに次の豪雨に備えてまいりたいと思っております。台風については以上です。

それでは、河川課の出先機関要望取りまとめについて説明させていただきます。

資料の土木部河川課の見出しのページをお開きください。

河川課関係事業につきましては、47項目79件の要望を25の市町村からいただいております。

このうち実施中の事業にかかわるものが38件、堆積土砂の取り除きなど河川の維持管理に関するものが23件、事業を休止しているものなどが18件となっています。

1カ所ごとの説明では時間がかかりますので、それぞれグループごとに主な要望について説明させていただきます。

このため、資料の掲載順序と説明順序が前後しますが、御了承ください。

事業実施中の河川について、まず河川への主な要望につきまして説明させていただきます。

1ページ目の1番、高知市から「南海地震・津波対策の推進について、河川堤防の液状化対策等の加速化」の要望をいただいております。

南海地震対策は最優先課題として取り組んでおり、重要度の高いエリアを対象に今年度も鏡川や国分川等の河川堤防で液状化対策等を加速し、集中的な整備により効果を高めてまいります。

次に1ページの7番、土佐市から「新堀川の早期完成」の要望をいただいております。

新堀川は治水上支障となっておりました県道新居中島線の橋梁について、昨年度かけかえが完了し、今年度は上下流の河川のつけかえを実施する予定です。なお、来年度以降は、下流より順次護岸の整備を進めてまいります。

次に2ページの18番、宿毛市から「二級河川与市明川河川改修事業の促進」の要望をいただいております。

支川錦川との合流部周辺の堤防整備は、市が行う内水処理対策と同時に行うことが重要であること、県道宿毛城辺線の取り合わせについて調整が必要であることなど、実施時期について市及び関係者と調整をしてまいります。

次に3ページの23番、奈半利町から「奈半利川の護岸改修」について要望をいただいております。

本河川につきましては下流側から順次改修を進めており、今後も事業の促進に努めてまいります。

次に3ページの27番、芸西村から「和食川水門の耐震化及びゲートの自動化、管渠部分の断面補修、導流堤の閉塞防止や排水機能の強化」の要望をいただいております。

和食川水門は、今年度、水門と建屋の耐震化及びゲートの自動降下について詳細設計を実施します。また、管渠の断面補修等についても継続的に工事を実施します。閉鎖防止については、管渠内の状況を注視しながら掘削を行うなど適切に対応していきます。

なお、その他御要望いただきました河川事業につきましても、予算の効率的な執行に努め、円滑に事業の進捗が図れるよう努めてまいります。

次に、河川の維持管理に関する要望につきまして説明させていただきます。

1ページに戻っていただきまして、2番、高知市から「長浜川のしゅんせつ等の適切な維持管理」の要望をいただいております。

次に2ページの14番、土佐市から「河川の維持管理」の要望をいただいております。

また3ページの22番、香南市から「河川土砂しゅんせつ及び草刈りの継続実施」の要望をいただいております。

その他9市町村から、堆積土砂の取り除きや草刈りなど、河川の維持管理に対する要望をいただいております。

いずれも土砂の堆積状況や草などの繁茂状況及び護岸の状況を把握し、治水上支障がある箇所については、土砂の掘削などを実施し、洪水を安全に流せるよう適切に対応してまいります。その際には、堤防等の草刈り等は住民の皆様方の力をおかりするなど、官民協働での取り組みを広げていきたいと考えています。

最後に、要望の実現に向けて、個々に課題のあるものについて御説明させていただきます。

主なものとしましては、1ページの3番、室戸市から「津波からの避難時間を確保するため、二級河川の河口部のかさ上げと小河川への自動開閉式ゲートの設置」の要望をいただいております。

平成25年度に実施しました基礎調査で、液状化による沈下量を把握し、概略評価により対策の必要な区間を抽出しました。津波からの避難時間の確保や背後地の重要性などを考慮し、他河川と調整を図りながら事業化について検討してまいります。

次に1ページの4番、安芸市から「江の川、帯谷川の計画流量に見合う流下能力の確保」の要望をいただいております。

本河川の事業の再開は、地権者の御理解・御協力をいただくことが必要であり、市や流域の皆様の御支援をいただきながら、事業の再開について検討してまいります。

次に2ページの15番、須崎市から「桜川の河川改修事業の推進」の要望をいただいております。

ります。

桜川は為貞橋上流左岸の用地を取得する必要があるため、市の御支援をいただきながら、粘り強く取り組んでまいります。

その他、要望いただきました河川事業につきましても、一定の改修が終了し、当面の間状況を見ていくものや、県内の各河川の整備状況などを見ながら、優先順位を検討する必要があるもの、他の機関や地元との調整が必要なもの、あるいは費用対効果の面でさらに検討を要するものなど、事業の着手前にさまざまな検討を行っておかないと対応できないものもあります。これらにつきましては、今後の課題として、さらに検討を続けてまいります。

以上で、河川課関係の要望についての説明を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 今度の洪水で佐川が気になってましたけど、私は東京にいたものでわかりませんが、佐川はつかってなかったですか。

◎濱田河川課長 詳細については現在調査中ではありますけれど、市街地部は若干の内水程度であるというふうに聞いておりますし、主に仁淀川に近い越知町との境界部分については、仁淀川の背水の作用により、畑とか田んぼとかというところがつかっておるようです。

◎中面委員 宿毛市の56号沿いの平田から山田にかけて、中筋川の対策を打つまではほんとに何年かに1回とか、2年連続冠水したり、床上浸水で道路も陥没すると。ところが、国の事業で3億円かけて中村土木と宿毛土木が河床掘削をやりました。それから今回も含めて全くなしです。河床掘削はやっぱり浸水対策にえらい効果があるもんだなと。それもたまたま宿毛市の土木の職員から言われたんです。昔はちょいちょい掘ってたけど、今は金がないせいか掘らないと。1回やってももらえませんかということで、県はお金がないから対応できないということだったんですけど、国の補助を入れてやったら、今回もこれだけ水が出たのにうまいこといっています。ダムの放流とのバランスもありますけど、ぜひそれを参考にしていただけたらと思います。

それから、部長、冒頭の被害状況ですけど、何カ所と言いましたかね。

◎奥谷土木部長 土砂災害件数は、212件です。

◎中面委員 212カ所ですね。ありがとうございます。

◎森田委員 土佐市からも随分要望させていただいておりますが、その中で9番の国道56号下を県道の水路・管渠があり、今回の取水でも結局、国道下の管渠の部分が閉塞して、道路が通行どめにはならないけど完全に超した状態で、下流側には稲の穂の上にあくたもくたがっぱいになってますけど、ここにやれない理由が技術的な課題もあるためなんかと言うより、国交省の人も来て、私がことしも言いましたが、国交省は国道管理上何の支

障もないので、うちはいいですよという立場と。県は河川が閉塞するので国道が迷惑しているという立場で、直さなければならない優先順位からすると道路を管理する者が国道の迂回あるいは国道のやりかえも含めてやると。

こんなはねかけ合いをずっとやらずに、早くやってもらわないと頻繁に通行どめになります。高速道路があるとはいえ、国道 56 号は大きな幹線道路ですので頻繁に通行どめになるあるいは閉塞で上流側の豊屋さんが今回もいっばいつかって、下流側の田んぼへあくたがいっばい流れて、橋の直上流に 2 本の支川が来て 1 本にあのボックスの根元の上流側でまとまって、下流に広々とした水路がある。

あれは、どう見ても技術的な問題なんか何にもない。ボックスカルバートは百も千も万もやっている仕事ですので、お金をちょっと見てくれという話のまま、県も国も管理上ひとつ見てくれというはねかけ合いではないかと思えますけど、行政同士のこういう関係でずっと膠着して、迷惑するのは県民や付近住民で、そんなことよりもやはり予算措置をしっかりとって、あるいはいろんな形で支援をしてもらうなり、早いことやってほしいです。

技術的な問題は何かないし、普通のボックスカルバートで、しっかりした国道バイパスが要りますので 200 メートルぐらい要るでしょうかね。それからボックスをがっばりやって広げると、そこら付近のことだけで、事業費がかかるのではないかなと思います。

だから、技術的に云々という話ではなしに、解決する気があれば予算措置をしてしっかりやらないと、ことしも国道が長い時間とまってました。私も現場調査に行きましたし、部長にもこないだお願いもしましたし、知事やいろんな人をお願いしてますけど、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいと思いますが、部長どうですか。

◎奥谷土木部長 この箇所にも私も現地視察に行きまして、状況は十分把握しております。

また、この件については、私のほうから土佐国道事務所長にも要望しましたがけれども、委員御指摘のとおり事業費といいますか、この技術的というのはどちらかといいますと、ボックス自体は確かに大したことないですが、この交通を切り回す、先ほど御指摘いただきましたけど、200 メーターぐらいのバイパスをつくった上で、ここを工事しないといけないものですから、ここを技術的という言い方をしまして、そのためのものが物すごくお金がかかるので、河川サイドで事業するのは極めて困難ということで、やはり国道側の交通をどう処理して工事をするかということですので、我々がお金を構えたとしても国道事務所に委託をするしかないなということで、そろそろ老朽化もしているもので、できたら土佐国道事務所ですべてやってくれないかということをお願いをしてたということです。

ただ、御指摘もありましたので、なお一層両者できちんと協議をさせていただきたいと思えます。

◎森田委員 それともう 1 点、波介川はおかげで改修ができて、事業効果が非常にでて、下流側のほうの事業が済んだところは物すごい勢いで抜けまして、例年やったらあの

大雨やったら確実に高岡の町も施設園芸のメロン地帯もいっぱいつかってますけど抜けました。私がバイクでずっと上流まで見たら、上流はやはり溢流してます。波介川の上流左岸側は2カ所でどンドン田んぼへ入ってました。それで900トン計画の途中までしかいってないこともあるでしょうし、支川が途中にもありましたが、支川の土砂の堆積、そしてそれから草の繁茂、これも何度もお願い事を出してますけど、流下の疎通が悪いと。それで本川が割合ごんごん抜けてますので、やはり支川がのまれてきて溢流してると。今回も見渡す限り上流は水没してました。稲の穂が出たのが全部つかってましたので、波介川の流下能力はあるので、支川管理の県のほうも、この要望は筋が当たってると思いますのでよろしくをお願いします。

あわせて、私がきのう東京へ行ってましたら、安倍総理も石破さんも高市さんなんかも高知県の名を挙げながら、大変な水害被害状況でお見舞い申し上げますって言ってくれました。全国の県議会もたくさん来ており、お見舞いの言葉を言ってきてました。私もお礼を言いましたけど。

私がきのうおととい宇佐へ行ったら、不法・違法開発でしょうか、例のゴルフ場をつくると言って150ヘクタールぐらいの土地をまとめ買った人の管理、往々にして違法・不法が多分横行した段階で、変な盛り土をして谷二筋を全部埋めて、その下に小さい管渠を一つ埋めてました。それが結局ごっそり流れて下流に避難指示が出て、その開発業者が不法にやったことのおおりを下流住民のおじいちゃんおばあちゃんが受けて、ようよう避難所に行っていました。けがをしないだろうかと思って、私はずっと3カ所の避難所を回りました。けが人はいなかったですけど、どうやって来たかを聞いたら、タクシーで避難所へ来ています。タクシー代が要り、けが人が出はしないか心配したり、夜中まで避難をして体育館や黒潮コミュニティセンターにいるわけです。

何が言いたいかというと、土佐市も手をやいて、違法・不法の開発処理がこういうことになっています。県か市がきちんと河道の改修、安全対策をして、のりを切り直して、それから河道の土砂を撤去して、いろんな形で行政負担の金がいきます。宇佐の住民は、あんなことしたら怖いと市役所へ何年も随分言ってきた懸案のところ、きのうおととい崩れて、土石流になり濁流になり、天然ダムが二つできて、下のほうの天然ダムが一つ決壊して、土石流が下流へ向いて一気に流れ落ちました。市役所も警察もいっぱい来て、中央西土木も10人ぐらい来てくれましたので、いきさつはわかっていると思いますが、県下全域に違法・不法の宙ぶらりんになった指導の徹底できてない部分をやはり見直さないと、その被害のおおりを食うのは住民です。

県も市も処理できないという中で、あんな大災害あるいは避難を強いられる、夜の夜中も不安なところで過ごさされる、また無益な費用を使わされることを含めて、県でできる部分は点検をやってほしいなと思います。そこで半日は立ってましたけど、そんなふう

に思いましたので、ひとつそこら辺を管理者としてしっかりやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎濱田河川課長 委員の説明のあったとおりで、宇佐の件につきましては、昨日以来、土木事務所、土佐市ともにまたがる双方の管理区間がありますので、具体的にどういうことが可能かということの打ち合わせを始めておりますし、県下全体にそういった課題の点検についても取り組んでいきたいと思えます。

◎森田委員 しっかり頼みます。

◎横山委員 今回の集中豪雨で、幸いなことにあんまり越流河川がなかったということで大変喜んでおるわけですが、こういう集中豪雨は将来的にも起こる可能性は排除できない状況になるのではなかろうかと思えますが、今回この47カ所の河川の要望があったわけですが、記録的な大雨の中で、ここは早急に対応しなければならないというところはどのように分析されていますか。まだ時間的にちょっと早いですのでどうかとも思いますが、そこらあたりどうですか。

◎濱田河川課長 確かにまだ降雨も続いている状況と詳細な状況把握に努めている段階でして、その中にはこうやって要望をいただいている箇所と重なる箇所も必ずあると思えますので、それについては説明させていただきましたとおり、緊急度・優先度等検討の上、対応していきたいと思えます。

◎横山委員 今回の記録的な豪雨を教訓に事業の選択をする中で、ぜひ県下の河川の安心・安全に努めていただきたいと思えますが、6月4日も土佐清水を中心に集中豪雨があったわけですが、かなり河川も越流しましたし、土砂もたまったり、河川堤防が決壊したり、田んぼに土砂が流れ込んで大変な状況になった経過がありますが、河川課としてそこらあたりの状況の把握はされてますか。

◎奥谷土木部長 西南大豪雨もありましたけど、そのときの雨量を超えるような雨量が出ました。ただ雨領域が少し南のほうにあったことも幸いし、あるいはインフラ整備がそれなりに進んでおりますので、被害は劇的に減っております。ただ、引き続きこういった雨が集中的に降ったりしますので、脆弱箇所についてはきちんと点検し、対応をとれるところは対応していくといったことで進めていきたいと思えます。

◎横山委員 特に災害復旧という形の中で、たくさん事業を提案しているのではなかろうかと思えますが、高知県の河川は特に急峻で、雨が一気に出るというような状況が考えられますので、県下の河川を安心して活用できるような取り組みをぜひお願いしたいと思います。

◎梶原委員 同じく今回の大雨で、特に高知市内も何カ所か浸水した中で、鏡川沿いの北側はかなり民家、店舗、駐車場等が浸水してますが、住民の方に聞いたら、満潮と放流とが重なって一気に来たような気がするというふうな話も聞きましたが、あれだけ豪雨も降

っていたので、サイレン等も全く聞こえなくて、ほんとに気がついたらもう1階部分の前が川のように流れて、家を出ることもできない、車を動かすこともできないという状況になっていたという話も聞きましたが、ダムの放流とか危険水位がだんだん上がってくることの周知は、サイレン以外に地元消防団が回るとかいう周知の仕方がなかなか住民の皆さんに伝わっていないということが、後の聞き取りでわかったんですけど、その辺についてはどうですか。

◎濱田河川課長 放流につきましては、当然サイレンあるいは広報車等で1時間2時間前に、予測のついた段階で行っておりますし、同時にそのタイミングで高知市の防災部局と連携をとって、双方で住民への周知を図っていくことを行っております。

今回、100ミリ近いとか、高知市内でも七十数ミリ降ってますので、そういったことでサイレンが云々ということはある得ますけど、技術も進歩してエリアメールとかもありますので、できるだけより安全・安心に対策がとれるように自治体とともに工夫していきたいと思います。

◎梶原委員 今回、その部分はエリアメールでは流れてなかったですね。実際あれだけ雨が降ってたら、サイレンもずっと回ってもほとんど雨の音でかき消されて聞こえない状況で、何のために周知してるかといえ、やはりその危険をそこに住んでる方に伝えるためですから、その辺は今後また検討の余地もかなりあると思いますので、ぜひいろいろ検討していただきたいと思います。

◎奥谷土木部長 サイレン自体も何で鳴らしてるのといった問い合わせがあったりもしますので、まだまだ周知が必要でありますし、私もきのうラジオに生放送で二つほど出まして、サイレンとか河川の水位の意味とか、そういうものを簡単に放送しましたので、そういったのも今後周知していきたいと思います。

今回、ダムは非常に危機的な状況にありまして、ただし書き操作といまして、操作マニュアルをつくって、昭和53年以来初めてのことをやりました。2回もやりましたので、ぎりぎりのところでうまくダム事務所が操作をして、あと2メートルの余裕の中でぎりぎり越水させずに鏡川をコントロールできました。これがもう少し強い雨でしたら越水という危険性があったということです。

今後、台風11号に向けさらに気を引き締め、ダムの水位を事前に少し下げたりとか、地元の関係者とも話をしながら対策を進めていきたいと思います。

◎梶原委員 よろしくお願ひします。

◎三石委員長 それでは質疑を終わります。

〈防災砂防課〉

◎三石委員長 次に、防災砂防課を行います。

◎藤平防災砂防課長 防災砂防課所管事業の市町村要望について御説明させていただきます

すが、その前に台風 12 号による災害状況について説明させていただきたいと思います。

先ほど部長からも報告ありましたように、土砂災害情報は 8 月 6 日現在で、12 の市町村から報告いただいております、災害件数 212 件、人的被害は報告されておられません。直近の 6 月 4 日から 6 日にありました梅雨前線の際の土砂災害の報告 15 件と比べますとはるかに多い件数となっています。

土砂災害警戒情報は気象台と県が協議し、特に土砂災害のおそれの多いところを発表しているものですが、現時点でも大豊町、南国市、香美市の 3 自治体で土砂災害警戒情報を発表しており、引き続き土砂災害に警戒が必要な状態です。

主な土砂災害の箇所を三つぐらい御紹介させていただきたいと思いますが、一つ目、ただいまエリアメールで高知市の避難勧告の解除がされるということで皆様のところにも届いたかと思いますが、避難勧告を継続する地区ということで、高知市鏡的湊地区です。鏡川の支川の的湊の川の山腹が崩壊しており、対岸の団地で今住民の方が避難していると。エリアメールで継続して避難するという事になっており、県では国土交通省に要請し、現在、照明車、衛星通信車を配備していただき、リアルタイムで映像監視を継続しているところです。

それから、大豊町で複数の地すべりが発生しており、住民の方が現在も避難している状況です。例えば、農村振興局所管だそうですが大平地区という国道 439 号に面したところの地すべり、林野庁所管の県管理の地すべり地ですが国道 32 号沿いで東寺内地すべり、こういった場所で地すべりが発生し、住民の方が現在も避難している状況という事を聞いております。

以上、台風 12 号の災害状況について御報告させていただきました。

それでは、防災砂防課に関する市町村要望についての説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料、防災砂防課の見出しのついたページをごらんいただけますでしょうか。

防災砂防課が所管する砂防関連事業の要望を 3 市 5 町 4 村から 12 項目いただいております。

大きく 5 項目、一つ目「急傾斜地崩壊対策事業の整備促進に関する要望」、二つ目「砂防事業の整備促進に関する要望」、三つ目「地すべり防止区域における安全対策に関する要望」、四つ目「国直轄砂防事業関係の事業の推進に関する要望」、最後に五つ目「既存砂防関連施設の維持管理に関する要望」といった形に大別させていただきました。

まず、「急傾斜地崩壊対策事業の推進」につきましては、北川村、いの町、土佐市、仁淀川町、須崎市、三原村から要望をいただいております。

地域の実情に応じた新規箇所の要望ということで、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準は基本が人家 10 戸以上ですが、急傾斜地崩壊危険区域内で地域防災計画に位置づけの

ある避難路が含まれる場合には5戸に緩和されるといった緩和規定がありますので、こういった場所での事業化を検討いたします。

また、上記の基準を満たさない箇所については、市町村ががけ崩れ住家防災対策事業を行っておりますが、これに県が事業費の2分の1を補助することなどによって地域の防災対策を推進いたします。あわせて、事業の継続箇所については引き続き工事を推進し、1日も早く土砂災害の危険から住民の安全を図っていきたくと考えております。

次に、「砂防事業の促進に関する要望」につきましては、安芸市、本山町、いの町、仁淀川町、須崎市、三原村から要望をいただいております。

新規箇所につきましては、地域の要望の内容を十分に把握し、重要度が高い箇所から優先的に整備するよう予算確保に努めてまいります。あわせて、継続箇所については引き続き工事を推進し、1日も早く土砂災害の危険から住民の安全を図っていきたくと考えております。

これらの事業は豪雨による土砂災害のみならず、地震時の土砂災害に対する防災・減災にも役立つものと考えております。引き続き、災害時要配慮者関連施設や避難所などの重要な施設を優先保全する方針のもと、土砂災害の対策を推進いたします。

次に、大川村から要望のありました「地すべり防止区域における転石等についての対策」については、施工済みの地すべり対策箇所の挙動の確認を行うのとあわせて、浮き石の状況などを把握し、状況に応じた対応の検討を行います。

次に、「国直轄砂防事業の推進に関する要望」につきましては、大豊町から要望をいただいております。

国直轄砂防事業につきましては、県の社会資本としての重要度が高い事業として位置づけされており、優先的に対応しています。

次に、「整備済みの砂防関連施設の適切な維持管理についての要望」につきましては、いの町、日高村、四万十町より要望をいただいております。

このことにつきましては、既存施設の適切な維持管理に努めますとともに、長期にわたりその機能・性能を維持・確保するために、ことし6月に国から砂防関係施設の長寿命化策定ガイドライン案というものが示されており、これを参考に長寿命化計画策定に取り組んでまいります。

また、四万十町から要望のありました「高低差の大きい砂防ダムへの魚道の設置」につきましては、町や地元の協力を得ながら、求められる河川環境について整理し、対策方法を検討いたします。

以上で防災砂防課の説明を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 参考に避難勧告とか避難指示についてお聞きしたいですが、これは市町村が

出すのですか、それとも国交省とか県が出すのですか。

◎藤平防災砂防課長 災害対策基本法に基づいて、市町村が原則として出すことになっております。避難勧告というのは住民の方への任意の呼びかけで、避難指示というのはより強制力のある指示という形になってまいります。県あるいは国では、河川とか砂防の技術専門家としてアドバイスを市町村にするというような形をとっております。

ちなみに、土砂災害警戒情報のように、例えば大豊町で今災害が発生し避難指示をしていると。大豊町では今、雨の基準値自体は下がっていますが、地すべりの危険性自体は高まっていますので、そういったことを町にお伝えして避難の指示・勧告の参考にしていただくといったようなことを土砂災害を担当する者として知り得る情報を情報提供し、市町村長の判断の参考にさせていただいています。

◎中面委員 市町村が出すのであれば、答えられるかどうかわからないですけど、宿毛で時間雨量が100ミリを超えた時期があったのでじっとしていたら、女房がiPadでツイッターを見て、高知市の方が避難勧告が出たから逃げると言っても、周辺が水没していて逃げるにもどうするのとか、一斉にみんなが逃げて車が渋滞したらどうするのとかいろんな書き込みがありました。それで私も思ったのは、豪雨だけなら高知市のビルの2階以上に住んでる人たちは、多分つかることはないだろうと思えますけど、避難勧告を出すに当たり、この人たちに対する配慮はどう考えているのですか。

◎藤平防災砂防課長 一般的なお答えになってしまいますけれども、例えば最近、气象台が呼びかける情報なども配慮しているところがあり、河川ですと一般には2階以上であれば浸水しないので、逃げおくれたあるいはこの雨ではとても逃げられないという方には、屋内避難ということで2階に避難してくださいとか、土砂災害であれば、圧倒的ながけ側に面した部屋の1階部分で被害を受ける方が多いので、例えば鉄筋の丈夫な建物であればがけから外れたところ、理想的にはさらに2階に避難するというのを、どうしても逃げおくれた方は考えてくださいということと呼びかけておりますし、先般、内閣府から避難のガイドラインが示されましたけれども、そういったこともアドバイスとして付与されており、そういった臨機に応じた対応をとっていただくようにという柔軟な考え方が示されております。一般論ですが、そういう状況です。

◎横山委員 砂防堰堤について、教えていただきたいですが、今回の集中豪雨等で河川がかなり氾濫し、砂防堰堤にかなり土砂がたまった中での大雨でしたので、土砂とともに越流し、道路とか人家に被害を及ぼしたというケースもあるわけですが、砂防堰堤の土砂は年数がたってかなりたまって、その役割を果たしづらいというような堰堤もあるのではなかろうかと思いますが、そこらあたりの対応は、今回の大雨を教訓にして対応はどうされてますか。

◎藤平防災砂防課長 今回の土砂災害といいますか、全般的なここ1年ほどの流れとして

は、長寿命化計画を策定する中でそういったある程度古い、さかのぼると戦前につくられたような砂防ダムもありますので、そういったものを例えば緊急に改築する必要のあるものはそういうことを考えていこうじゃないかといった仕分けをその作業の中でやろうとしており、対応しております。

それから比較的最近の砂防ダムで、設計が最新のもので強度の強いものについては、そういう場所がかつ砂防ダムの面した山腹が崩壊のおそれが少ないところは掘って対応するとか、その現状の施設の配置、年代に応じた強度を総合的に勘案しながら、必要なものについては掘るし、また掘らずに山の谷をおさえるということを期待してそのまま使うというように個別に判断しなければいけないので、総論としてはそういう形で対応しています。

◎横山委員 今回新しい砂防堰堤をつくっていただいたおかげで、川に土砂が堆積することが防げた経過もあり、やはり砂防堰堤は非常に大切な役割を果たすなと思います。

今言われたように、古い砂防堰堤はその役割を果たせていないという研究もあるわけですので、そこらあたりをできれば計画的に砂防堰堤の機能を再度回復するような工事とか事業というのも今後続けていくことが、今回のような集中豪雨に対する土砂災害への防止という役割を果たすのではなかろうかと思いますが、そこらあたりどうですか。

◎藤平防災砂防課長 繰り返しになりますけれども、長寿命化計画を策定し、その中で計画的に対応していくということを検討し、取り組んでまいります。

◎三石委員長 質議を終わります。

〈道路課〉

◎三石委員長 次に、道路課を行います。

◎堀田道路課長 それでは最初に、今回の集中豪雨における道路の通行どめの状況等について御説明いたします。

まず、高速道路は昨日の11時25分に開き、現在も開いています。直轄国道で通行どめとなっているのは、国道32号、大豊町の寺内というところで、地すべりのおそれがあるということで、通行どめになっています。ただし、これにつきましては対岸に普通車であれば通れる県道がありますので、大型車は無理ですけども普通車はたくさんでなければ通れる状況になっています。国道33号は、越知町の横倉で片側交互通行となっています。

次に、県が管理する道路の大雨による事前通行規制の状況です。

現在、県が管理する国道につきましては、事前通行規制は全部解除されております。県道では7路線8カ所、いまだに事前通行規制をかけております。雨が降り続けているという状況です。

そのほかに、災害による通行どめとなっているのが、国道で1路線1カ所、県道で13路線16カ所という状況です。現在のところ、合計で17カ所で災害により通行どめとなっています。

災害により累計では 55 カ所で通行どめになっておりました。主なものとして、冠水によるものが 26 カ所、山手崩壊が 21 カ所、路側崩壊が 5 カ所、その他が 4 カ所という状況です。

1 点、最新の情報としまして、大豊町の大平地区で地すべりが発生し、住民が避難されていますけども、その下に国道 439 号が通っています。きのう見た段階では、道路への影響は少ないということで現在は通行しておりますが、きょうもやはり動いているということで 10 時から通行どめにしたという状況です。

国道 439 号も落合の手前の栗生トンネルのところで通行どめとなっています。これも対岸に町道がありますので、若干遠回りになりますけども生活については何とか対応できるのではないかと考えております。

道路の災害状況は以上のとおりです。

それでは、出先機関調査時の市町村要望について、県の対応状況を御説明いたします。

例年、道路に関しては多くの要望をいただいておりますが、本年度も 10 市 15 町 5 村及び 1 つの期成同盟会から 123 件の要望をいただいております。このように毎年、道路整備への要望が多いことは、県民の皆様の道路に対する大きな期待のあらわれではないかと考えますが、一方では、県民の皆様が求めるサービス水準に至っていない道路がまだまだ多くあるということだと思っております。道路を取り巻く状況は引き続き厳しい状況ですけれど、今後も事業の効率的な執行を図りながら、計画的に道路整備を進めてまいります。

個々の要望事項に対する措置状況及び対応方針につきましては、執行部の意見または措置状況欄にお示しておりますが、要望件数が非常に多いですので、総括した形で御説明させていただきます。

それでは、道路課のインデックスの 10 ページをお願いします。

下にお示ししている要望事項の凡例をごらんください。要望にありました 123 項目を大きく分類しますと、①の国の事業に関する要望が 15 項目、②の県の事業の国道・県道に関する要望が 98 項目、③のその他、地震対策や財源確保などが 13 項目となっています。

その内訳として、国の事業に対しては下の（１）（２）の四国 8 の字ネットワークに関するものが 8 件、その他の直轄事業が 7 件となっています。

県に関する事業の要望としては（３）の国道の整備に関するものが 24 件、（４）の県道の整備に関するものが 74 件、（５）の地震対策等が 8 件、（６）のその他県道昇格等が 5 件という状況です。

それでは、具体的内容について御説明していきたいと思っております。

まず最初に、宿毛市や黒潮町など 4 市 2 町 1 村から要望のありました「四国 8 の字ネットワークの整備」に関して御説明いたします。

3 ページの 23 番、宿毛市の要望です。

備考欄に、①－（１）とありますが、これは先ほどの凡例のところの国の事業に関する要望のうち、四国８の字ネットワークに関する要望です。

それでは、まず、四国８の字ネットワーク関係の状況について御説明していきたいと思えます。

四国横断自動車道では、平成 24 年度に全線事業化された窪川佐賀道路のうち、先行して事業に着手した片坂バイパスの四万十町西 I C から拳ノ川 I C 間の平成 30 年度の供用を目指し事業が進められています。

片坂バイパスの前後の区間につきましては、佐賀工区を先行して今年度から地元との設計協議に入っています。

未事業化区間である黒潮町佐賀から四万十市間につきましては、平成 25 年 12 月から計画段階評価に着手しており、早期の事業化に向けて取り組んでまいります。

また、中村宿毛道路につきましては、残る平田 I C から宿毛 I C 間について、平成 31 年度の供用開始が発表されました。その先の宿毛から愛南間につきましては、ことしの 5 月の愛媛・高知交流会議におきまして、海側の宿毛湾港に近いルートで早期事業化に取り組むことで両県が合意しましたので、その方向で計画段階評価の早期着手を両県で国に要望してまいります。

次に、高知東部自動車道ですが、1 ページの 1 番をごらんください。

高知市から要望のありました「①高知東部自動車道の整備促進」のうち高知南国道路につきましては、五台山の南の高知南 I C から高知東 I C 間が平成 26 年度、高知東 I C から高知空港 I C 間が平成 27 年度の供用を目指し整備が進められています。また、津波の浸水が想定されます高知ジャンクションから高知南 I C 間につきましても、高架橋の工事が一宮等で一部始まっています。

続いて 1 ページの 6 番、安芸市からの要望ですけれども、高知東部自動車道のうち「南国安芸道路」です。

高知空港から以東の南国安芸道路ですが、ことし 3 月の香南のいち I C から香南かがみ I C 間の開通により、香南のいち I C から芸西西 I C 間が供用済みとなっています。トータル 9 キロの供用で、これにより国道 55 号と高規格道路が東西の起終点で直結しましたので、高規格道路の利用が開通前に比べて 3.2 倍と大幅に増加しています。

また、平成 23 年度に事業化となりました芸西西 I C から安芸西 I C 間につきましては、3 地区において設計協議が完了しており、本年度は芸西村と安芸市で設計協議の完了に向け取り組んでまいります。

続きまして、四国８の字ネットワークを構成する地域高規格道路の阿南安芸自動車道について御説明いたします。

5 ページの 47 番をお願いします。

北川村からの要望ですけれども、「阿南安芸自動車道の早期整備」ということで、この道路はまず東のほうからで、徳島県の牟岐町から北川村の安倉間につきまして、現在、計画段階評価を進めています。その中の東洋北川道路につきましては、直轄権限代行事業を含めて早期事業化を国に要望しております。

次に、県の施工区間である北川道路につきましては、平成 25 年度に事業化され、現在、測量設計用地調査を実施しています。北川道路の残区間につきましては、早期の事業化を要望してまいります。

再度 1 ページをお願いします。6 番、安芸市からの要望の「②阿南安芸自動車道整備促進」です。

北川村から西の部分ですけれども、トンネルの工事が進められている大山道路は今年度末の供用予定となっています。未事業区間である奈半利町から安芸市間につきましては、計画段階評価を実施することと防災機能の強化や地域の活性化に資するルートとすることを国のほうに要望してまいります。

最後に、平成 24 年度に事業着手した安芸道路につきましては、今年度の下半期から地元との設計協議に入ると、国からお聞きしています。

その他の直轄事業につきましては、土佐市や仁淀川町など 3 市 4 町から要望がありました。備考欄には 1 - (2) と分類しています。

まず 1 ページの 2 番、高知市から「国道 33 号の旭地区の拡幅」の要望です。

この拡幅につきましては、国、県、市でこれまで協議を重ねてまいりましたが、今後本格化する市のまちづくりや県が行う県道旭駅停車場線の整備時期に合わせた事業着手を国に要望してまいりたいと考えています。その地域の課題として、土地の境界が未確定であることや協力体制が不明であることなどがあり、まずは第一歩として、高知市が中心となって地権者の皆様の事業協力への意向調査を行うなど、事業実施の環境を整える必要があると考えています。

進捗状況としては、2 ページの 16 番をお願いいたします。

「国道 56 号の土佐市バイパス」は、全長 4.3 キロメートルのうち 3.1 キロメートルが供用され、残る新仁淀川大橋を含む 1.2 キロメートルについては、今年度の供用が予定されています。西側への延伸となる蓮池地区の事業化につきましては、土佐市バイパスの供用開始の状況や県下の渋滞箇所など総合的に判断することが必要であると考えています。

7 ページの 76 番をお願いいたします。

佐川町からの要望ですが、「高知西バイパス」では、平成 24 年度の天神 I C から鎌田 I C 間の供用に引き続き、枝川 I C から天神 I C 間につきましても、平成 27 年度の供用に向け整備が進められています。

同じページの 82 番、「越知道路」につきましては、越知第 2 工区の整備を進めており、

今年度は測量設計、用地買収のほか立花大橋の下部工整備などが進められます。これら直轄事業につきましては、本年度、ほぼ所要額の予算配分をいただいております、来年度以降も引き続き所要予算を確保し、整備スピードを上げていただくよう国に対して要望してまいります。

次に、県が管理する国道に関する要望は、南国市を初め6市10町1村から24項目ありました。備考欄には②－（3）と分類しています。

主な箇所の進捗状況を御説明いたします。

4ページの41番をお願いします。

香美市からの要望で、「国道195号の高知バイパス及び南国バイパス、いわゆるあけぼの街道」につきましては、昨年の暫定2車線による全線供用に引き続き、早期の完成4車線化に向けて整備を進めてまいります。新佐野大橋までの延伸部、山田バイパスにつきましては、今年度も用地買収を継続するとともに山田市街地側の工事に着手したいと思っております。

4ページの34番をお願いします。

四万十市からの要望で、「国道441号」につきましては、平成24年度から着手した口屋内バイパスは今年度にトンネルの詳細設計を行うなど、順次トンネル着工に向けて進めてまいります。

次に、2ページの21番をお願いします。

須崎市からの要望で、「国道494号の須崎市吾桑地区のバイパス区間」につきましては、本年度は王子トンネルや鯛ノ川橋の上部工など大型構造物の整備を進めてまいります。また、斗賀野トンネル以南の未改良区間につきましても、佐川側からバイパス工事を進めてまいります。

続きまして、5ページの47番をお願いします。

北川村からの要望で、四国8の字ネットワークを構成する「阿南安芸自動車道」のうち県管理区間である国道493号の整備につきましては、昨年度から北川道路の2－2工区に事業着手しています。本年度はトンネルや橋梁の詳細設計を行うとともに、用地買収に着手してまいります。

新規の事業着手の要望につきましては、それぞれの箇所の必要性は承知していますが、着手の時期につきましては今後の財政状況や事業実施環境を踏まえた上での検討課題であると考えています。

続きまして、県道の整備に関する要望は、四万十市を初め10市14町4村及び一つの期成同盟会から74項目ありました。備考欄に②－（4）と分類している項目です。

これにつきましては、四国8の字ネットワークに関連する県道大久保伊尾木線など、関連する事業の計画と整合を図りながら順次整備を進めてまいります。

県道の整備は、産業振興計画の推進の基盤となるものであり、地域の産業振興を支援する道路として足摺岬公園線や龍河洞公園線、大方大正線などの整備を、また庄田伊野線や安満地福良線などで地域の実用に合わせた1.5車線の道路整備の手法を用いて、引き続き整備を進めてまいります。

次に、落石対策や維持管理に関する要望につきましては、緊急度を勘案しながら順次整備を行っているところです。

道路構造物の急速な老朽化への対応としましては、昨年度の道路法や関係省令の改正により橋梁・トンネル等の道路構造物に対して、5年に1度の点検が義務づけられ、本年7月1日より施行されました。

今後は、計画的に点検に取り組み、点検・診断・措置・記録というメンテナンスサイクルをしっかりと確立し、道路施設の予防保全・維持管理に努めてまいりたいと考えています。

法施行直後の7月3日には、国、県、市町村及び高速道路会社の県内の道路管理者で構成する高知県道路メンテナンス会議を設立し、会議の活動を通じて、多くの道路構造物を管理する市町村の予防保全等を積極的に支援していくこととしています。

また、落橋防止などの耐震対策や、平成24年度に実施した通学路の緊急合同点検に基づく交通安全対策についても、多数要望をいただいておりますので、同様に計画的な整備に努めます。

次に、道路整備の財源に関する要望につきましては、高知県の道路整備率が全国最低レベルであるという現状や南海地震対策の必要性など、高知県の実情を国に訴えるとともに、必要な道路予算の確保と道路整備がおこなわれている地域への重点配分をこれまで以上に国に対して求めてまいります。

最後になりましたが、今後も四国8の字ネットワークのミッシングリンクの解消、早期完成に向け、国、県、関係市町村との連携を密にし最大限の努力を行ってまいります。

また、幹線道路はもとより1.5車線の道路整備など、地域の実情に応じた効果的・効率的な道路整備を進めてまいります。

さらに、近い将来、確実に発生する南海トラフ地震や施設の老朽化などに備えるため、必要な道路整備のスピードアップを図り、計画的にしっかりと取り組んでまいります。

道路課からの説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 今回もまた高速道路が、きのう、おとといとまりました。おとといの朝6時10分に自宅を出て、須崎インターまでしか高速が通ってなかったので、そこでおりました。通常であれば、須崎西インターから県庁までは約40分ですが、1時間半かかりました。しかも、土佐市から県庁まで大渋滞。普段はあまり気がつかないですけど、高速道路の恩

恵です。改めて、自信を持って高速道路をどんどん整備していかなければと思いましたが、頑張ってください。

◎森田委員 県の道路とか砂防とか河川なんかを原因にして、中面委員が質問された避難の指示・勧告は、市町村マターということで、それはそれでいいですけど、市民イコール県民で、私もきのう、おととい160人ぐらいの避難所に長らくおっているんな調査をしました。

どういう理由でここへ避難しているのか、何時ぐらいまでいなければならないのか、現在どういう事情で待たされているのかというアナウンスが全くありませんでした。

県が技術的なノウハウを市町村に指導するのであれば、天然ダムができて決壊とか、上段にもう一つ天然ダムがあるとか、あるいは亀裂が入ってちょっとまだ検討がつかないとか、避難住民に何のアナウンスもないままというのは非常に気の毒だと思いました。

市役所の職員がその避難所におりますけど、県の職員は当然おりません。現場には県も市役所もそれから警察もいろんな人が随分おりますけど、避難所へ詰め込んだらそのままになっていると。かわいそうなのは市民でもあるけど県民でもあるので、もう少し丁寧かつ頻繁にアナウンスをやるべきだなと思いました。

市町村行政のことではあるとはいえ、県管理河川、県管理道路に起因することであれば、市町村と協力しながら住民に対するもう少し丁寧な対応をやってあげてほしいなと思います。

◎奥谷土木部長 そういった総合的な災害等の情報は、県の防災情報のホームページもありますけども、まだなかなか道路の情報なんかも少し見づらいものもあります。こういったものも改良していき、最近スマホだとかそういうもので簡単に情報を得られるようになっていきますので、そういったところのPRもやっていきますし、なお市町村に対しても、密に情報を渡して避難所まで届けていただくと。アナログ方式のやつをあわせてやると。こういった部分もあるかと思しますので、市町村ともよく話をしながら、改善に努めていきたいと思えます。

◎森田委員 そういったICツールもそうですけども、避難所はおじいちゃんとおばあちゃんばかりです。ぶつぶつ言う人もおりますが、何時間も黙って我慢して、かたい板の間で待っていますので、そういった人への情報をアナログツールで一つよろしく願います。

◎奥谷土木部長 そういった高齢者の方へ配慮した形で、情報を伝えるように努めていきたいと思えます。

◎三石委員長 それでは質疑を終わります。

〈都市計画課〉

◎三石委員長 次に、都市計画課を行います。

◎天野都市計画課長 それでは、資料の都市計画課の見出しのページをお願いします。

都市計画課の事業では、高知市から2件、安芸市、南国市から各1件、計4件の街路事業の要望をいただいています。

初めに、高知市から「都市計画道路はりまや橋町一宮線」のはりまや小学校北側の追手筋弥生町線から国道32号までの2車線区間についての要望です。

この区間は北側4車線の完成後の4回の交通量調査や周辺住民を対象に行ったアンケートにおいても整備の必要性が高まっていると認識しております。

今後の事業促進に当たっては、はりまや通りを含めた当該道路の利活用について、高知市がまちづくりの観点から、具体的な取り組みを進めていただく必要があると考えております。

次に、「都市計画道路高知駅秦南町線の事業促進」についての要望です。

この事業は、高知市の都市計画決定を終え、今月中の事業認可の取得、11月中の事業着手に向け、現在、国との事務手続を進めています。県としては、平成31年4月に予定されている高知赤十字病院の開院に向け、県道高知北環状線から久万川橋北岸までの区間について、片側1車線での暫定供用ができるよう努力してまいります。特に、事業進捗の重要なポイントとなる用地取得につきましては、主体となる高知市と連携し積極的に取り組んでまいります。

次に、安芸市から、安芸中央インターチェンジと国道55号を結ぶ「都市計画道路安芸中央インター線の早期完成」についての要望です。

本路線では、昨年度に引き続き用地買収を進捗させ、早期の完成に向けて事業進捗に努めていきます。特に、安芸郵便局の移転につきましては、代替地の確保等について市の協力が必要と考えております。

最後に、南国市から、JRごめん駅と国道55号を南北に結ぶ「都市計画道路南国駅前線の高知南国線交差点から国道55号までの650メートル区間を県事業としての事業化」の要望です。

都市計画法では、都市計画事業は市町村が施工すると定められており、大規模な橋梁など市町村が施行することが困難な場合やその他特別の事情がある場合について県が施工できると定められていますので、当該区間について、県として施行することは困難と考えております。

以上で都市計画課の説明を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 はりまや一宮線の件ですが、永野課長の時代だと思いますが、アンケート調査をして、具体的にさまざまな声があがってきてということは認識しておりますが、先ほど課長が説明された措置状況の中で、高知市がまちづくりの観点から具体的な取り組みを

進めていただく必要があると言われたのは、具体的にはどんな内容ですか。

◎天野都市計画課長 今の道路ができて、交通的にはある一定、1万台以上の車が通るようになってきております。意見として、道路だけではなくて、仮に考えられることは、今のはりまや町一宮線が4車線になったとすれば、今の駅からはりまや橋までの4車線の交通をはりまや町一宮線に振ることによって、今の電車通りを2車線化にすることができま。仮に歩道を広げてシンボル道路化するとか、夏のよさこい祭りのときには駅から追手筋までの片側を追手筋のような形でよさこい踊りをやるとか、知事が議会で言いましたように、4車線にすることによって高知市がどういうまちづくりを考えているのか、そのためにどうしてこっちが4車線とするのか、1万台以上の車が通っている中でそこだけでつなぐということも、それができることによって高知市のまちづくりにどういうにぎわいが創出できるかとか、そういうようなもう一つ具体的な取り組みを市にとっていただきたいということです。

また、はりまや通りについて、オープンカフェとかいろんな道路の占有を国のほうも今はかなり広く認めていただけるようなことも聞いておりますので、そういった方向できちんと県として土佐国道事務所へ相談にも行っているところです。

◎黒岩委員 そうなると、高知市のほうに球が投げられて具体的なまちづくりの観点での計画案がつくられるけどもまだ具体的にでてきてないということですね。

高知市にいつ球を投げたのですか。

◎天野都市計画課長 去年、おととしまで、具体的な利活用についてお願いしますということで、まず高知市が一昨年度に市の総合計画、それからことしの3月に市の都市計画のマスタープランの中で、はりまや町一宮線についてどう考えているのかとか、はりまや通りの利活用を具体的にすることにより、市の大きなまちづくりの方針である総合計画やマスタープランの中で、ある一定まちづくりの方針を見極めるということでしたけれど、なかなか具体的に書かれてたところがなかったもので、より具体的に出していただけないかと、特に道路の占有についてはこんなイベントができるのではないかとということで、一緒に動いてもらえないかということで今協議を進めているところです。

◎黒岩委員 そうなると、ある程度具体的なものが出てこない限りは、今の現状のままずっといくという可能性はあるということですね。

◎天野都市計画課長 そう考えています。

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎三石委員長 次に、港湾・海岸課を行います。

◎中城港湾・海岸課長 まず、今回の台風による港湾・海岸関係の状況です。

台風12号では波が出なかったことから被害はありませんでしたが、今回の台風11号に

つきましては、波もかなり大きくなるという予想であることから、波浪と高潮対策、万全の体制で臨むこととしております。

それでは、港湾・海岸課のインデックスのページをお願いします。

まず、港湾関係として、高知市から「浦戸湾架橋・弘化台ルートの事業化」について、要望がありました。

弘化台ルートは港湾物流の効率化と浦戸湾周辺の渋滞の緩和に対応するために計画したのですが、フェリー航路の廃止などにより港湾物流が減少しており、計画どおりの整備は難しい状況となっております。

一方、周辺では新たな道路整備も進展し、交通の流れも変化していることから、渋滞の緩和効果を広域的な交通ネットワークの面から他のルートや構造も含めて再検討してまいります。

次に、宿毛市から「宿毛湾港の整備」について4点の要望がありました。

まず1点目「池島第2防波堤の早期完成」につきまして、整備延長380メートルのうち187メートルが昨年度末に完成し、目標とする平成28年度には完成できるよう予算の確保を国に働きかけてまいります。

2点目「災害発生時の緊急物資を受け入れるための施設整備」につきましては、昨年度、池島地区の岸壁が耐震性能を有していることを確認しております。本年度は片島地区のフェリーバースで耐震照査を実施し、対策が必要であれば岸壁の耐震強化を検討してまいります。

3点目「工業用地等関連道路の整備」につきまして、工業用地は全体23ヘクタールのうち21.7ヘクタールが概成しており、臨港道路は計画にある最後の430メートル区間が本年度に完成します。

最後の4点目「企業誘致の取り組み強化」につきましては、平成24年に拡充した補助制度をインセンティブに積極的に誘致活動を展開するとともに、既に進出している企業には、早期に全面操業できるよう引き続き支援を行ってまいります。

次に、四万十市から「下田港の整備促進と砂州の早期復元」について要望がありました。

下田港の早期完成には予算の確保とともに汽水域環境への配慮、また関係者との調整も必要となります。引き続き予算の確保に努めるとともに、地元関係者などと協議を重ね、改修工事の早期完成に向けて取り組んでまいります。

また、河口の砂州につきましては、平成23年度に自然再生力を活かした砂州の復元工事に着手し、昨年7月に深掘れしていた河床部分の復元工事が完了しました。本年度から砂州の本体工事に着手しておりますが、今後も引き続き国と連携し、汽水域の環境にも配慮しながら、砂州が早期に完成できるよう取り組んでまいります。

次のページ、奈半利町から要望のありました「奈半利港への予算の重点配分と離岸堤の

早期完成」につきまして、沖防波堤の改良工事は平成 17 年に全体計画 400 メートルのうち 105 メートルが完成し、現在は整備が急がれる海岸堤防の新設や補強工事に予算を重点化し取り組みを進めております。

沖離岸堤の延伸につきましては、港湾予算の状況や他の港の進捗状況を見ながら、再着手する時期を検討してまいります。

港湾の最後、中土佐町から「久礼港での地震・津波対策の推進」について、4 点の要望がありました。

本年度、県内沿岸部での地震・津波対策を検討するために、港湾や漁港、河川などを所管する関係課職員によるワーキングを立ち上げ、効果的な地震・津波対策の検討に着手しました。

久礼地区につきましても、本年度このワーキングの中で、海岸堤防の耐震補強や既存防波堤の効果も含めて総合的な津波対策を検討してまいります。

また、「防波堤や消波ブロックのかさ上げ」につきましては、防波堤からの越波状況を調査し、港内に影響が出ているようであればかさ上げを実施し、老朽化やブロックの沈下等が確認されれば堤体の補強や復旧を検討してまいります。

一方、防波堤の新設は多額の費用を要することから、現状では事業実施は難しいと考えております。当面は既存施設の機能強化や粘り強い化など施設の機能強化から進めていきます。

岸壁の耐震強化につきましては、本年度行う耐震照査の結果、対策が必要であれば耐震強化を実施してまいります。

次のページから海岸関係となります。

まず、高知市から「南海地震・津波対策として最終防潮ラインの整備の加速化」について要望がありました。

高知海岸では、平成 24 年度に仁ノ工区で地震・津波対策が完了し、本年度から戸原・長浜工区で工事に着手しております。また、浦戸湾の若松町地区では、長期浸水対策として平成 25 年度に海岸堤防の液状化対策に着手し、現在は整備を継続しています。

高知港全域での地震・津波対策につきましては、現在、国と三重防護による整備計画を取りまとめているところですが、それに先立ち、第一線の防護ラインとなる高知新港では昨年度から防波堤の粘り強い化に着手しました。今後も引き続き防波堤の粘り強い化の推進と耐震補強が急がれる海岸から順次整備を進めてまいります。

次に、安芸市から「安芸、西浜、伊尾木、下山海岸での防災対策と穴内漁港海岸の整備」について要望がありました。

県内の海岸堤防は、計画上、越波を完全に防ぐ構造とはなっていないことから、応急的な対策が必要となった箇所では防潮柵等を設置してきました。今後も引き続き砂浜の変状

や越波状況等を十分監視しながら、適正な海岸の維持管理に努めてまいります。

また、西浜海岸では、目標とする平成 28 年度に離岸堤 6 基全てが完成できるよう予算の確保に取り組むとともに、養浜につきましても早期に事業着手できるよう取り組みを進めてまいります。

穴内漁港海岸につきましても、平成 23 年度に防潮堤が決壊するなど、人工リーフを早期に完成しなければならないということは十分認識しており、1 年でも早く完成できるよう予算の確保に取り組んでまいります。

また、穴内漁港海岸を県管理にすることにつきましては、隣接する県管理の安芸漁港への編入も含めて、人工リーフが完成した時点で検討してまいります。また、離岸堤につきましても、人工リーフが完成した時点でそのリーフの整備効果を見ながら検討を進めてまいります。

香南市から要望のありました「岸本、夜須海岸離岸堤設置」につきましては、本年度から離岸堤のブロック設置工事に着手しており、計画にある離岸堤 4 基の完成に向けて順次取り組んでまいります。

南国市から要望のありました「十市前浜海岸堤防の補強」につきましては、平成 25 年度に設計が完了し、本年度から現地工事に着手しております。

離岸堤の再調査につきましては、平成 25 年度の調査では大きな変状は確認できませんでしたが、今後も調査を継続し、適正な維持管理に努めてまいります。平成 24 年度に 1 カ所だけ沈下を確認した箇所がありましたが、それについては平成 25 年度に対策済みです。

次のページ、土佐市から「地震・津波対策として、沿岸部の防波機能の強化と水門等の自動化」について要望がありました。

新居工区での海岸堤防の耐震補強につきましては、本年冬に直轄事業区間が完成する予定で、隣接する県の事業区間は、平成 27 年度内の完成を目指して整備を進めております。

宇佐地区につきましては、昨年度、耐震補強設計に着手し、本年 6 月から地元説明会を実施しております。課題である堤防の整備高等について調整が整い次第、現地工事に着手し、早期の完成に向け取り組んでまいります。

水門・樋門の自動化につきましても、順次耐震と自動降下化を進めていきます。

安田町から要望のありました「安田・唐の浜海岸への離岸堤の設置」につきましては、砂浜や施設の変状等を監視しながら、背後地域に影響が出るようなことがあれば効果的な対策を検討してまいります。

黒潮町から要望のありました「佐賀地区での堤防の早期整備と粘り強い化」につきましては、先ほど中土佐町の際に説明させていただきました地震・津波対策を検討するワーキングの中で、本年度、海岸堤防の耐震補強や粘り強い化も含め、総合的な地震・津波対策について検討を進めてまいります。

芸西村から要望のありました「保安林を守るだけでなく、津波にも機能を発揮する防潮堤の管理」につきましては、本年度、防潮堤を所管する林業・環境振興部で防潮堤の現況調査を実施すると聞いております。調査の結果、対策が必要であれば、防潮堤のかさ上げや越波防止柵の設置等を検討していくと聞いております。

最後に、東洋町から要望のありました「白浜・生見海岸の清掃強化」につきましては、現在、白浜海岸では地域の海岸愛護団体や小・中学校の皆様が清掃活動に取り組んでいております。今後も海岸愛護団体やビーチボランティアなどの取り組みを県として支援するなど、地域との連携を強化し、海岸の清掃・美化活動に努めてまいります。

また、台風等による漂流物等の処理につきましては、補助金を予算化しており、要請があれば県として対応してまいります。

以上で港湾・海岸課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

◎堀田道路課長 委員長、1点よろしいでしょうか。

先ほど、国道439号の大平地区を10時から通行どめにしましたという御説明をしましたが、最新の情報で、その迂回路が使いづらいということで、現状は全面通行どめはせずにガードマンを立てて安全を確認しながら439号を通行させております。夜間をどうするかについては、これから検討するという状況になっていますので、訂正させていただきます。

◎三石委員長 わかりました。以上で土木部を終わります。

《観光振興部》

◎三石委員長 次に、観光振興部について行います。

最初に、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎久保観光振興部長 観光関係では、土佐清水市から「足摺海洋館の存続と施設新築」について御要望をいただいております。

足摺海洋館につきましては、昨年度行いました耐震診断で耐震基準を満たしていないと診断されましたことから、ことし2月に足摺海洋館あり方検討委員会を立ち上げ、今後の館のあり方について議論を進め、去る6月議会の産業振興土木委員会において、その中間取りまとめを御報告させていただいたところです。

今後は、海洋館が竜串地域のみならず県西部全体の核として魅力的な観光資源となるよう、関係市町村や関係団体と一層連携した取り組みを進めていきたいと考えております。

詳細につきましては、地域観光課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

す。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈地域観光課〉

◎三石委員長 地域観光課の説明を求めます。

◎岡田地域観光課長 土佐清水市から要望のありました「足摺海洋館の存続と施設新築」について御説明を申し上げます。

足摺海洋館は入館者数も伸び悩んでいたところですが、近年、来館者に楽しんでいただくイベントの開催や情報の発信に積極的に取り組んでおります。特に先月中旬には、館長を初め職員4名によるキャラバンで、地元の自治体はもとより県庁など年間パスポートの出張販売も実施しております。そのほかにも幡多地域や愛媛県愛南町などの学校施設への利用促進や昨年開催された「楽しまん！はた博」で造成された体験プログラムのPRにより、集客機能の強化にも努めております。

また、出先機関調査時にも御指摘をいただきました団体客向けの取り組みとして、今後予定されております旅行エージェントへの売り込みや旅行エージェントの商品造成者によるアドバイスもいただくように予定しております。

なお、海洋館のあり方については、6月定例会でも御説明申し上げましたとおり、海洋館のあり方検討委員会の議論において一定の方向性が整理されております。

方向性は大きく三つです。

一つには、海洋館は竜串地区の視点だけではなく、広域の幡多エリア、また国から指定を受けております足摺宇和海国立公園にとっても集客のかなめとして必要であること。

もう一つは、水槽の展示物を見せる機能だけではなく、海岸沿いの立地というロケーションを生かした、目の前の海も含めて竜串全体を自然の水族館として演出できる新しい海洋館に生まれ変わるべきということ。

また、三つ目として、これは前回の7月の検討会で出た意見ですけれども、建物の規模は現在と同程度プラスアルファということで、日本ジオパークの認定を目指した地元の取り組みも含め、足摺宇和海国立公園のビジターセンター的な機能も付加していくべきという方向性となっております。

こうした方向性を踏まえ、今月中をめどにあり方検討会の最終取りまとめを作成し、さらに具体的詳細な検討を行うための基本計画の策定に向け取り組みを進めていき、新しい海洋館の検討をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、観光振興部を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで委員会を閉会いたします。

(11時40分閉会)